

幸田町競争入札参加者心得（紙入札）

（目的）

第1条 この心得は、町が発注する工事及び製造の請負又は物件の買入れその他の契約に係る競争入札の参加に関し必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

（入札）

第2条 入札は、競争入札に付する工事等ごとに執行するものとする。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号）及び工事費内訳書（様式第2号）を作成し、入札参加者の氏名を表記し、あらかじめ公告又は通知により定めた日時及び場所において入札書の提出をするものとする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合の工事内訳書は不要とする。

3 代理人により入札するときは、入札前に委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

4 入札参加者は、一度提出した入札書の書換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札の落札決定に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届（様式第4号）が入札執行前までに到達していること。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の中止等）

第5条 入札参加者が談合若しくは不穏の行動をなす等の場合又は天災地変その他やむを得ない事由において、入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

（入札の無効）

第6条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

(5) 記名及び押印のない入札

(6) 入札書の記載事項が確認できない入札

(7) 建設工事において、予定価格を事前公表した場合に、工事費内訳書が適正に提出されない入札

- (8) 入札書の金額が訂正された入札
- (9) その他町長があらかじめ指示した事項に違反した入札
(入札保証金)

第7条 入札参加者は、自己の見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めなければならない。ただし、幸田町契約規則（昭和59年幸田町規則第2号）第10条各号に該当し、入札保証金又は入札保証金に代わる担保の全部又は一部の納付を要しないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による入札保証金に代わる担保は、幸田町契約規則第9条の規定に定めるところによる。
- 3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約が確定した後、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領書と引換えにこれを還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保には、利息を付さない。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、町に帰属する。

(契約の保証)

第8条 請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が1,000万円以上の工事請負契約を締結する場合には、落札者はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 入札執行後、落札者に対し契約保証方法通知書（様式第5号）の提出を求めらるので、入札参加者は、あらかじめいずれの保証を付すのかを決定の上、入札に参加するものとする。

(入札執行等)

第9条 予定価格の事前公表を行う場合において、開札の結果入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないときは、不調とする。

- 2 予定価格の事前公表を行わない場合において、開札の結果入札を行った者の

うち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

3 予定価格の事前公表を行う場合の入札執行回数は、1回とする。

4 予定価格の事前公表を行わない場合の入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を併せて3回とする。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせるものとする。

(落札決定の保留)

第12条 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、第10条の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合には落札者は、町から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に町長に提出しなければならない。

2 第8条第1項の規定による契約保証書等は、前項で定める契約書に添えて提出しなければならない。

3 第1項で定める期間において、町長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

4 第1項及び前項で定める期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第14条 契約書の確定にあつては、町長が落札者とともに記名押印したときとする。

(異議の申立て)

第15条 入札参加者は、入札後において、この心得、設計図書、契約書案等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札執行状況等の公開)

第16条 競争入札の執行状況は、特別の事情がない限り一般に公開する。

2 入札執行結果等については、総務部財政課において一般の閲覧に供する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第17条 工事又は製造の請負で予定価格が5,000万円以上の契約及び物件の買入れで予定価格が700万円以上の契約については、幸田町議会の議決を経た上契約を確定させる。

(雑則)

第18条 この心得に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から施行する。